条第一項に規定する施設に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、臨時財政特例債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。以下「公害防止事業債」という。）に係る当該年度における元利償還金	［略］	［略］
［四～八　略］		
［3　略］		

（「衛生費」の密度及び密度補正係数の算定方法の特例）

第六条　平成二十九年度に限り、第九条第一項に掲げる密度のほか、都道府県の「衛生費」の密度補正Ⅲについて、次の算式によって算定した数による密度（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いるものとする。

算式

$$\frac{B \times 0.185}{A}$$

［略］

2　前項の規定を適用する場合においては、第九条第十五項中「当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八三を控除して得た数と当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除して得た数と当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三五〇を控除した数とを合算した数」とあるのは、「第一項の表都道府県の項第六号の規定による当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八三を控除して得た数と同号の規定による当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除して得た数と当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三五〇を控除した数とを合算した数と附則第六条第一項の規定による当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四五を控除して得た数とを合算した数」とする。

（「地域振興費」の普通態容補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第六条の二　平成二十九年度から平成三十三年度までの間に限り、鹿児島県屋久島町の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数の算定については、第十条第二十項の規定中「人口（以下「島しよ人口」という。）」とあるのは「平成二十二年人口に、当該島しよの平成二十七年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該島しよの平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

第六条の三　［略］

［削る］

る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、臨時財政特例債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。以下「公害防止事業債」という。）に係る当該年度における元利償還金	［同上］	［同上］
［四～八　同上］		
［3　同上］		

（「衛生費」の密度及び密度補正係数の算定方法の特例）

第六条　平成二十八年度に限り、第九条第一項に掲げる密度のほか、都道府県の「衛生費」の密度補正Ⅲについて、次の算式によって算定した数による密度（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いるものとする。

算式

$$\frac{B \times 0.178}{A}$$

［同左］

2　前項の規定を適用する場合においては、第九条第十五項中「当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八二を控除して得た数と当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除して得た数と当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三五三を控除した数とを合算した数」とあるのは、「第一項の表都道府県の項第六号の規定による当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八二を控除して得た数と同号の規定による当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除して得た数と当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三五三を控除した数とを合算した数と附則第六条第一項の規定による当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四四を控除して得た数とを合算した数」とする。

［新設］

第六条の二　［同上］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の三　平成二十八年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠㈡の規定にかかわらず、次の算式によって算定した数（当該算式によって算定した数に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。